

[農林漁業保険審査会 議事録]

日時：平成25年5月15日（水）15：00～

場所：三番町共用会議所本館2階大会議室

○ 事務局（吉武課長補佐）

定刻でございますので、ただいまから、農林漁業保険審査会を開会いたします。

私、事務局を担当しております経営局保険課の吉武でございます。

本日は、この度、任命されました本審査会委員による初めての会合でございますので、会長が決まるまでの間、私が司会を務めさせていただきます。まず、本審査会の定数は20名であります。現在17名の委員に御出席をいただいております。農林漁業保険審査会令第3条第1項の規定により、本審査会が成立していることを御報告申し上げます。

また、本審査会は、農林漁業保険審査会運営規程第4条の規定により、申立についての審査に関する会議を除きまして、公開となっております。同運営規程第8条の規定により議事録を作成するとともに、議事録につきましても、申立についての審査に関する会議を除きまして、公開となっております。

議事録は会議終了後、速やかに事務局で作成いたしまして、御送付いたしますので、委員の皆様におかれましては、速やかな内容確認に御協力をお願いしたいと思います。開会に当たりまして、高橋経営局担当参事官から御挨拶を申し上げます。

○ 高橋経営局担当参事官

農林水産省経営局の参事官を務めます高橋でございます。農林漁業保険審査会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、委員の皆様方におかれましては、委員就任を快くお引き受けいただくとともに、本日は、御多用の中、御参集いただき、御礼申し上げます。

農林水産関係の自然災害の補償に関する審査会でございますが、申し上げるまでもなく、一昨年（2011年）の東日本大震災で大変大きな被害が出たわけでありましたが、実は昨年も自然災害が多く発生いたしまして、冬季の豪雪に始まりまして、5月の連休の竜巻でビニールハウスなど相当大きな被害を受けまして、九州の水害などもございました。今年も冬の豪雪で一部被害がありまして、その後4月は低温になりまして果樹の花芽がやられる等の被害が最近では発生しております。

この審査会におかれましてはこうした自然災害に対する補償制度を政府が設け

ておりますが、これについての訴えがなされた場合に、専門的な見地から事前審査をお願いするということで、制度の円滑な運営の上で大変重要な役割を果たしているものと考えております。

農林水産行政全般について申し上げますと、ご承知のように農業について言えば担い手が非常に高齢化しているとか、耕作放棄地が非常に多くでているといった中で、農林水産省の中に「攻めの農林水産業推進本部」を設けまして輸出促進による需要の拡大ですとか、或いは担い手に農地を集めるとかというような形で、供給体制を強化するというような対策を鋭意進めております。

また森林・林業政策関係では、我が国の森林は資源が本格的な利用時期を迎えておりますので、これを有効活用する等様々な対策ですとか、或いは森林の有する多面的機能を発揮するための対策、また水産政策においては、計画的な資源管理や漁業の経営安定対策、養殖業の強化或いは水産物の消費拡大といった対策を講じております。

繰り返しになりますが、農林水産業は、非常に自然の影響を受けやすいということで、その災害対策、なかでもこの災害補償制度、農・林・水にわたって、非常に農林漁業者の経営安定のために重要であると考えております。

委員の皆様方におかれましては、そういった制度に対する政府への訴えというものがでた場合に、適切に御審査いただきますようお願い申し上げる次第でございます。

冒頭簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 事務局（吉武課長補佐）

それでは続きまして、委員の方々の御紹介を申し上げます。

私の左側にお座りいただいている委員より順次御紹介申し上げます。

共同通信社前橋支局長の石井勇人委員でございます。

酪農学園大学獣医学部教授の小岩政照委員でございます。

専修大学法学部教授の出口正義委員でございます。

農業者の山田真弓委員でございます。

筑波大学生命環境系教授の志賀和人委員でございます。

京都大学大学院地球環境学堂准教授の深町加津枝委員でございます。

日本政策金融公庫常務取締役の皆川博美委員でございます。

日本林業経営者協会青年部副会長の山崎靖代委員でございます。

水産経済新聞社編集局長の中島雅樹委員でございます。

関東学院大学法学部法学科教授の三原園子委員でございます。

弁護士の安田和弘委員でございます。

全国漁青連副会長理事の渡邊富士夫委員でございます。

水産通信社取締役編集部長の小川功委員でございます。

全国漁青連会長理事の志賀基明委員でございます。

全国消費生活相談員協会理事長の丹野美絵子委員でございます。

福井県立大学海洋生物資源学部海洋生物資源学科准教授の東村玲子委員でございます。

北海道大学大学院水産科学研究院准教授の宮澤晴彦委員でございます。

御出席の方々は以上でございますが、筑波大学生命環境系教授の納口るり子委員、日本損害保険協会常務理事の村田勝彦委員、東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科海洋工学系教授の金岡京子委員につきましては、本日、諸事情により御欠席でございます。審査会委員の皆様につきましては、以上でございます。

引き続きまして、本日出席しております農林水産省事務方の紹介をさせていただきます。

まず、経営局担当参事官の高橋でございます。

林野庁森林整備部長の古久保でございます。

林野庁計画課補佐の松永でございます。

水産庁漁業保険管理官の淀江でございます。

水産庁漁業保険管理官補佐の増村でございます。

経営局保険課長の志知でございます。

以上でございます。

それでは、次に、資料の確認をさせていただきます。お手元の会議資料の中の「配布資料一覧」のとおりでございますが、資料1として、農林漁業保険審査会委員名簿でございます。資料2といたしまして、農林漁業保険審査会運営規程新旧対照表（案）でございます。資料3といたしまして、農林漁業保険審査会関係法令集でございます。資料4といたしまして、農林漁業の災害補償制度についてでございます。不足する資料がございましたら、今、申し出いただきたいと思います。

本日、ご審議いただく事項といたしましては、会議次第にありますとおり、会長の互選、農林漁業保険審査会運営規程の一部改正、各委員の方々の所属いただく部会、部会長の互選及び部会長代理をお決めいただくということとなっております。

議事に入らせていただく前に、ご発言なされる際は、お手元のマイクのところにあります緑色のボタンを押してから、ご発言いただくようお願いします。そ

れでは、はじめに、農林漁業保険審査会令第2条第1項の規定によりまして、本審査会の会長を皆様の互選により決めることになっております。どなたか御推薦をしていただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

○ 小岩委員

大変僭越でございますが、私の方から提案させていただきます。

会長というのは大変ご苦勞の多いお役目かと存じますけれども、会社法、保険法に精通され、今までもこの審査会の会長をしていただきました専修大学教授の出口委員にお願いしてはどうかと思います。よろしくお願いいたします。

○ 事務局（吉武課長補佐）

今、小岩委員から出口委員に会長をお願いしたらどうかという提案がありましたが、いかがでしょうか。

（拍手・異議なしの声）

○ 事務局（吉武課長補佐）

全員異議なしということで、出口委員が会長に選任されました。

それでは、出口会長からご挨拶をお願いするとともに、今後の議事進行をお願いいたします。

○ 出口会長

只今、農林漁業保険審査会会長に選任されました出口でございます。よろしくお願い申し上げます。

本審査会は、農業災害補償法の規定により設置されておりますが、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険及び漁業共済保険に係る事項について、政府を相手として訴えが提起された場合に、申立審査を行うこととされています。

これらの事業は、自然災害等による農林漁業者の被る損害を補償対象としており、地震保険などと同様に、いずれも、地域あるいは年度ごとに被害の変動が大きいことから、政府が保険や再保険を行っているところです。

この政府が行っております保険や再保険に係る事項につきまして、相手方、すなわち、被保険者や保険団体の訴えがあった場合、政府から支払われる保険金等が滞り、農林漁業者に対する補償に支障が生じるおそれがあります。この審査会におきまして、こうした場合には、直ちに問題を整理・審査し、保険金等が速や

かに支払われるように対応する必要があります。

いずれの事業に係る案件につきましても、専門的な事項となりますので、4つの部会を設け、個々の案件を、それぞれ、森林保険部会、農業共済再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の中で審査をいただき、その審査結果を総会に報告していただき、決定することとなっております。

本日の会議が、円滑に進み処理されますよう委員各位の御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

○ 出口会長

それでは、ただいまから議事を進行させていただきます。まず、農林漁業保険審査会令第6条に基づく農林漁業保険審査会運営規程の一部改正について御審議願いたいと思います。事務局から改正案についての説明をお願いします。

○ 志知保険課長

事務局から農林漁業保険審査会運営規程の一部改正についてご説明させていただきます。資料の2をご覧ください。農林漁業保険審査会運営規程新旧対照表(案)でございます。これにつきましては、農林漁業保険審査会運営規程第8条におきまして、本審査会及び部会の会議においては、議事録を作成することとなっており、その整理、保存を行う担当部署をそれぞれ規定しているところでございます。このうち、本審査会の林野庁担当部署につきまして、本年4月1日より林野庁森林整備部研究・保全課から森林整備部計画課に変更となりましたので、それに伴いまして森林保険部会における議事録の整理、保管について改正する必要があるところでございます。つきまして、この新旧対照表のとおり、改正を行いたいと思っております。以上でございます。

○ 出口会長

ただいま説明のありました農林漁業保険審査会運営規程改正案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

ございますでしょうか。

(特に発言なし)

御意見、御質問はないようですので、全員異議なしと認め、改正案のとおり定めることといたします。

○ 出口会長

引き続きまして農林漁業保険審査会令第2条第3項の規定によりますと、会長の職務を代理する委員については、会長があらかじめ指名するということになっております。

会長が指名するということですので、指名させていただきたいと思っております。会長の代理としてお願いしたいのは、筑波大学生命環境系教授の志賀委員に会長代理ということで決めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、志賀委員、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、会長による各委員の部会の所属の指名ということでございまして、農林漁業保険審査会には、農林漁業保険審査会運営規程第5条第1項の規定に基づき、森林保険部会、農業共済再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会を置き、所掌事務を分掌することとなっておりますので、農林漁業保険審査会令第4条第2項に基づき、これより私の方から各部会に所属していただく委員の指名をさせていただきます。

まずは、農業共済再保険部会ですが、

石井勇人委員、小岩政照委員、納口るり子委員、山田真弓委員、私、出口正義でございます。

続きまして、森林保険部会ですが、志賀和人委員、深町加津枝委員、皆川博美委員、村田勝彦委員、山崎靖代委員でございます。

次に、漁船再保険部会ですが、金岡京子委員、中島雅樹委員、三原園子委員、安田和弘委員、渡邊富士夫委員でございます。

最後に、漁業共済保険部会ですが、小川功委員、志賀基明委員、丹野美絵子委員、東村玲子委員、宮澤晴彦委員でございます。

○ 事務局（吉武課長補佐）

ただいま、出口会長より各部会ごとの所属委員を御指名いただきましたが、名簿を事務局の方から配布させていただきます。

【事務局より農林漁業保険審査会部会所属委員名簿を配付】

○ 出口会長

それでは引き続きまして農林漁業保険審査会令第4条第3項の規定に基づきまして、部会ごとに部会長の互選をしていただき、選出された部会長から、農林漁業保険審査会令第4条第5項の規定に基づき部会長の職務を代理する委員を指名していただきたいと思います。

各部会ごとに、農業共済再保険部会については小岩委員、森林保険部会については皆川委員、漁船再保険部会については中島委員、漁業共済保険部会については小川委員のところにお集まりいただき、御相談いただきたいと思います。決まりましたところで、事務局でお聞きすることにいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【各部会にて相談】

○ 出口会長

それでは各部会の部会長の選出、部会長の職務を代理する委員の指名がなされたようですので、事務局から報告願います。

○ 事務局（吉武課長補佐）

各部会の互選結果の連絡をいただきましたので、御報告をさせていただきます。

農業共済再保険部会長に出口委員、森林保険部会長に志賀委員、漁船再保険部会長に三原委員、漁業共済保険部会長に宮澤委員、以上の方々が各部会長に選任されました。また、農業共済再保険部会長の職務を代理する委員として小岩委員、森林保険部会長の職務を代理する委員として皆川委員、漁船再保険部会長の職務を代理する委員として中島委員、漁業共済保険部会長の職務を代理する委員として小川委員が、各部会長より指名されました。

○ 出口会長

ただいま事務局から御報告申し上げましたとおり、部会長及びその職務を代理する委員が決定しましたので、よろしく願いいたします。

それでは議題の最後の「その他」ということでございますが、何かございませうでしょうか。

（特に意見なしの声）

それでは以上をもちまして、本日の議事につきましては、すべて済んだことと

なりますが、委員の皆様には、お集まりいただいた折角の機会でもございますので、ここで各制度の概要等につきまして事務局から説明をしていただきたいと思います。

まず、農業災害補償制度につきまして、志知保険課長、お願いします。

○ **事務局（志知保険課長）**

【農業災害補償制度説明及びトピック等の説明】

○ **出口会長**

続きまして、森林国営保険制度につきまして、計画課の松永補佐、お願いいたします。

○ **事務局（松永課長補佐）**

【森林国営保険制度説明及びトピック等の説明】

○ **出口会長**

続きまして、漁船損害等補償制度と漁業災害補償制度につきまして、淀江漁業保険管理官、お願いします。

○ **事務局（淀江漁業保険管理官）**

【漁船損害等補償制度説明及びトピック等の説明】

【漁業災害補償制度説明及びトピック等の説明】

○ **出口会長**

ただいま、それぞれ事務局から概要説明がなされましたが、何か御質問等ございましたら、委員の皆様よろしくお願いいたします。折角の機会ですので是非にかございましたらと思います。実際具体的な案件があつて、それぞれの部会で審査を一度でもやれば、イメージがつかめるのですが、幸いにもここ2年間はそうしたことが1件もなかったということで、これは良いことだとは思いますが、イメージとしてつかめないの御質問がありますかといわれてもどうかなあとは思いますが。

○ **宮澤委員**

御説明に対する質問ということではないのですが、どこの部会の部分でもかま

わないのですが、過去審査にかかった案件というのがどのようなものがあったのかこの機会に教えていただければと思うのですが。

○ **出口会長**

事務局お願いいたします。

○ **事務局（吉武課長補佐）**

今のところ幸いと申しましょうか、これまでそのような案件はなかったということでございます。

○ **出口会長**

支払の体制がしっかりしていて、給付には納得いただいているということでしょうか。

○ **事務局（吉武課長補佐）**

基本的には、各々の制度ですね、法律等に基づきまして対応をとっておりますので、今まで大きな部分でもめたということはないです。ただ、例えば農業災害補償制度で申し上げますと、農業者と組合との関係で色々苦情があったりということは聞いておりますが、農業災害補償制度の場合は、各県ごとにあります農業共済組合連合会が国を訴えるということですので、そのような事例は今までなかったということでございます。

○ **出口会長**

他に何か御質問ございましたら、折角の機会でございますのでどうぞ。

○ **出口会長**

よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして本日の審査会は、すべて終了いたしましたので、閉会といたします。

御協力ありがとうございました。